

令和5年3月31日

アフタースクールご利用の保護者の皆様へ

千葉市教育委員会生涯学習振興課
放課後子ども対策担当課長

新型コロナウイルス感染症による利用制限に伴う
アフタースクール利用料の日割り計算（減免措置）について（周知）

日頃よりアフタースクールの運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年度における新型コロナウイルス感染症による利用制限に伴うアフタースクール利用料の日割り計算（減免措置）につきましては、申請期限は下記のとおりとなりますので、ご希望される方はお忘れなきようお願いください。

また、令和4年12月27日付けで、内閣府・厚生労働省より、令和5年4月以降は新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担の減免措置を廃止することが示されたことから、本市のアフタースクール利用料につきましても、令和5年4月以降、日割り計算（減免措置）を行わないこととしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 利用料の日割り計算対象者（令和4年度分）について

- (1) お子様が新型コロナウイルス陽性の場合
- (2) お子様が新型コロナウイルス濃厚接触者と特定され、自宅待機を要請された場合
- (3) お子様の同居家族等が新型コロナウイルス濃厚接触者に特定又は医師や保健所の指示によりPCR検査を受検し、結果が出るまでの間に自宅待機した場合

2 手続き（令和4年度分）について

別添の申出書に必要事項を記入の上、アフタースクール、または生涯学習振興課までご持参、またはご郵送ください。

3 申請期限（令和4年度分）について

令和5年4月10日（月）（必着）

※ 令和3年度以前のものについては対応できかねます。

<担 当>

生涯学習振興課 放課後子ども対策班

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所 7階

TEL : 043-245-5957 FAX : 043-245-5992

メール : hokago@city.chiba.lg.jp